

農協が関与する制度の概要 (未定稿)

農林水産省の法制度のうち、農協系統（農業者が組織する団体として規定されるものも含む。）の関与が規定されているものは、以下のとおり。

1. 価格・需給安定対策

農産物（米、野菜、大豆等）、畜産物（生乳、食肉等）の価格や需給の安定を目的とする制度において、農協系統は、計画流通の実施主体、生産者への交付金の經由機関等として位置付け。

- ・ 米の計画流通制度（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律）
- ・ 大豆交付金制度（大豆交付金暫定措置法）
- ・ 野菜価格安定制度（野菜生産出荷安定法）
- ・ 加工原料乳生産者補給金制度（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法等）
- ・ 指定食肉の価格安定制度（畜産物の価格安定等に関する法律）

等

2. 金融関連制度

農業者に対する低利資金の融資機関、債務保証の対象機関、農林漁業金融公庫からの業務委託機関等として、その他の金融機関と並んで位置付け。

- ・ 農業近代化資金制度（農業近代化資金助成法）
- ・ 農業改良資金制度（農業改良資金助成法）
- ・ 農業信用保証保険制度（農業信用保証保険法及び農林漁業信用基金法）
- ・ 農林漁業金融公庫の業務委託等（農林漁業金融公庫法）

等

3. 補助事業等の実施主体として規定

農業・農村の振興に関する事業を行う事業主体として位置付け。

- ・ 農畜産業振興事業団による指定助成対象事業（農畜産業振興事業団法）
- ・ 農協等が行う土地改良事業（土地改良法）
- ・ 災害復旧事業（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律）

等

4. 利害関係者として意見聴取・協議等の対象として規定

農業者を代表し行政が農業施策を立案する際に意見を聞く団体として位置付け。

- ・ 野菜の生産出荷近代化計画の樹立等（野菜生産出荷安定法）
- ・ 酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画の作成等
（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律）
- ・ 農業経営基盤強化促進基本方針の策定等（農業経営基盤強化促進法）
- ・ 農業振興地域整備計画の策定等（農業振興地域の整備に関する法律）

等

5 . 非営利団体としての性格に着目して事業主体等に規定

農協が非営利団体としての性格を有することに着目し、市町村等との並びで事業主体等に位置付け。

- ・ 農地保有合理化法人制度（農業経営基盤強化促進法）
- ・ 土地改良事業等における位置付け（土地改良法等）

等

6 . 事務委託

- ・ 農業共済業務の委託（農業災害補償法）
- ・ 農業者年金基金の業務の委託（農業者年金基金法）

等

7 . その他

- ・ 農業団体の再編整備等（食料・農業・農村基本法）
- ・ 農業委員会の選任による委員の資格要件（農業委員会法）

等

上記の他、法制度上は農協等について明示して規定せず、農協も含めた一般的要件を満たした者が制度の対象となっているものとして、以下の制度がある。

- ・ 米の出荷取扱業者の登録等(主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律)
- ・ 果実に係る生産者補給金の交付（果樹農業振興特別措置法）
- ・ 肉用子牛に係る生産者補給交付金の交付(肉用子牛生産安定等特別措置法)
- ・ 政府による飼料の買入・売渡等（飼料需給安定法）
- ・ 農薬の輸入業者の登録・販売業者の届出等（農薬取締法）

等

協同組織課調べ

農協・農協連合会・農協中央会が 関与している法制度一覧

1. 価格・需給安定対策

【米の計画流通制度】

(根拠法) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律

(概要) 農林水産大臣は、米穀の流通の主体となる自主流通米を広域かつ安定的に流通させる者を、自主流通法人として指定する他、基本計画の策定、計画流通米(自主流通米・政府米)に係る流通規制(登録制)等により、米の計画的な流通を確保することとしている

(主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第28条等)

(自主流通法人の指定対象となる法人)

農協系統：農協連合会

その他：協同組合連合会その他の営利を目的としない法人

【大豆交付金制度】

(根拠法) 大豆交付金暫定措置法

(概要) 政府は、調整販売計画に従い大豆の販売事業を行う生産者団体等を経由して生産者に交付金を交付できる(大豆交付金暫定措置法第2条等)

(対象となる生産者団体等)

農協系統：農協及び農協連合会(その生産者が直接又は間接の構成員となっているものに限る)

その他：大豆生産者がその直接又は間接の構成員となっている法人

【野菜価格安定制度】

(根拠法) 野菜生産出荷安定法

(概要) 野菜供給安定基金は、指定野菜の価格の著しい低落があった場合等において、その低落等が対象野菜の生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、登録出荷団体を経由して生産者に生産者補給金を交付する

(野菜生産出荷安定法第15条・第16条等)

(対象となる登録出荷団体)

農協系統：農協・農協連合会

その他：事業協同組合・連合会等

【でん粉の価格安定制度】

(根拠法) 農産物価格安定法

(概要) 政府は、必要な時期において、必要な数量のかんしょでん粉及びばれいしょでん粉を、生産者又は生産者団体から買入れる

(農産物価格安定法第2条・第3条等)

(対象) 農協系統：農協・農協連合会(その生産者が直接又は間接の構成員となっているものに限る)

その他：事業協同組合・連合会(その生産者が直接又は間接の構成員となっているものに限る)

【集約酪農地域制度】

(根拠法) 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律

(概要) 都道府県知事が「集約営農地域」に指定した地域においては、酪農事業施設の設置に当たり、都道府県知事の承認が必要等
(酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第3条～第14条等)

(備考) 都道府県知事は、農協・農協連合会が共同して集乳することが確実である場合に限り、集約営農地域の指定ができる

【加工原料乳生産者補給金制度】

(根拠法) 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法、畜産物の価格安定等に関する法律

(概要) 農畜産業振興事業団は、都道府県知事又は農林水産大臣の指定を受けた生乳生産者団体に対し、加工原料乳生産者への生産者補給金に充てるための生産者補給交付金を交付することができる等
(加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第5条・第6条等)

(対象) 農協系統：生乳生産者団体（生乳の生産者が直接又は間接の構成員となっている農協・農協連合会）

【指定食肉の価格安定制度】

(根拠法) 畜産物の価格安定等に関する法律

(概要) 指定食肉等の生産者団体は、価格回復等のために作成する保管・販売に関する計画について農林水産大臣の認定を受けることができ、認定計画に係る指定食肉については、農畜産業振興事業団による優先買入れの対象となる
(畜産物の価格安定等に関する法律第6条・第7条)

(対象) 農協系統：農協・農協連合会（指定食肉等に係る生産者が直接又は間接の構成員となっている団体。当該団体が農林水産大臣からの計画認定を受けた場合、事業団による優先買入の対象）

2. 金融関連制度

【農業近代化資金制度】

(根拠法) 農業近代化資金助成法

(概要) 国は、農業者等に対し融資機関が行う農業関係の長期・低利の施設資金等の貸付けについて、都道府県の行う利子補給に対する助成等を行う
(農業近代化資金助成法第3条・第3条の2等)

(対象となる融資機関)

農協系統：農協、信連、農林中金
その他：銀行その他の金融機関

【農業改良資金制度】

(根拠法) 農業改良資金助成法

(概要) 都道府県が、農業改良資金の貸付事業を行う融資機関に必要な資金の全部を貸し付ける事業を行うとき、政府は、当該都道府県に対して必要な資金の一部を貸付けることができる（農業改良資金助成法第3条等）

(対象となる融資機関) 農協系統：農協、信連
その他：銀行その他の金融機関

【就農支援資金】

(根拠法) 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法

(概要) 都道府県知事は、認定就農者(都道府県知事から就農計画が適当である旨の認定を受けた者)に対して融資機関が行う就農支援資金の貸付けについて、業務に必要な資金の貸付けができる

(青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第17条・第18条等)

(対象となる融資機関)

農協系統：農協、信連

その他：銀行その他の金融機関

【農業経営改善促進資金】

(根拠法) 農業信用保証保険法、農林漁業信用基金法等

(概要) 農業信用基金協会は、農業経営改善促進資金(農業経営基盤強化促進法の認定農業者等への当該認定に係る計画を円滑に達成するために必要な資金)の貸付けを行う融資機関に対して、貸付に必要な資金の供給を行い、農林漁業信用基金は、農林信用基金協会の当該貸付に必要な資金を貸し付けることができる

(農業信用保証保険法第8条第3号、農業経営基盤強化促進法第12条、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第2条の5、果樹農業振興特別措置法第3条、農林漁業信用基金法第27条第1項第3号の2等)

(対象となる融資機関)

農協系統：農協、信連、農林中金

その他：銀行その他の金融機関

【農業信用保証保険制度】

(根拠法) 農業信用保証保険法、農林漁業信用基金法

(概要) 農業信用基金協会は、会員たる農業者等が、農業近代化資金等の資金を借り入れることにより融資機関に対して負担する債務を保証する

また、農林漁業信用基金は、農業信用基金協会が農業近代化資金に係る貸付け等について行う債務保証についての保険等を実施する

(農業信用保証保険法第8条・第59条・第66条、農林漁業信用基金法第27条等)

(対象となる融資機関)

農協系統：農協、信連、農林中金

その他：銀行その他の金融機関

【天災資金制度】

(根拠法) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法

(概要) 政府は、被害農業者に対して金融機関等が行う天災資金の貸付けについて都道府県の行う利子補給への補助、貸付けにより損失を受けた金融機関等への都道府県の行う損失補償への補助を実施

(天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第3条等)

(対象となる融資機関)

農協系統：農協、信連、農林中金

その他：金融機関

【農林漁業金融公庫の業務委託等】

(根拠法) 農林漁業金融公庫法

(概要) 農林漁業金融公庫は、農協等の金融機関に農林漁業金融公庫の業務を委託できる等 (農林漁業金融公庫法第19条第1項等)

(委託先) 農協系統：農協、信連、農林中金
その他：銀行その他の金融機関

【農業動産信用制度】

(根拠法) 農業動産信用法

(概要) 農協等が、農業を営む者等に特定の農業経営資金を貸し付ける際、当該貸付けに係る農業用動産について先取特権等を取得する

(農業動産信用法第4条・第12条等)

(対象となる金融機関)

農協系統：農協、信連、農林中金
その他：銀行その他の金融機関

3. 補助事業等の実施主体として規定

【農畜産業振興事業団による指定助成対象事業】

(根拠法) 農畜産業振興事業団法

(概要) 農畜産業振興事業団は、主要な畜産物の流通の合理化のための処理若しくは保管の事業その他の畜産の振興に資するための事業について、補助又は出資する

(農畜産業振興事業団法第28条等)

(補助・出資対象)

農協系統：農協・農協連合会、全中、農協・農協連合会が株主となっている株式会社
その他：公益法人、中小企業等協同組合、生協、畜産を営む個人が社員となっている合名会社・合資会社・有限会社等

【日本中央競馬会による畜産振興事業等】

(根拠法) 日本中央競馬会法

(概要) 日本中央競馬会は、畜産振興事業等(畜産の経営又は技術の指導、農村環境の整備その他の畜産振興に資する事業に助成することを業務とする法人)に対し、交付金を交付できる (日本中央競馬会法第20条等)

(交付対象) 農協系統：農協・連合会、これらが株主となっている株式会社
その他：中小企業等協同組合、公益法人等

【農協等が行う土地改良事業】

(根拠法) 土地改良法

(概要) 国は、土地改良事業につき、市町村その他政令で定める者が行う場合には、都道府県が補助する費用の一部を補助する

(土地改良法第126条等)

(対象) 農協系統：農協・農協連合会

その他：都道府県、市町村、土地改良区、農地保有合理化法人等

【災害復旧事業】

(根拠法) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

(概要) 国は、農地・農業用施設、営利を目的としない法人が所有する共同利用施設等の災害復旧事業に要する経費に補助できる

(農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第2条～第3条の3等)

(対象) 農協系統：農協・農協連合会

その他：都道府県、市町村、土地改良区、農事組合法人、公益法人等

【離島・へき地電気導入事業】

(根拠法) 農山漁村電気導入促進法

(概要) 電気が十分に供給されていない農山漁村等において、一定の要件を満たす法人が行う電気導入の事業に要する経費を補助できる

(農山漁村電気導入促進法第5条等)

(対象) 農協系統：農協・農協連合会

その他：土地改良区、森林組合、水産業協同組合等

4. 利害関係者として意見聴取・協議等の対象として規定

【意見聴取】

大豆交付金の単価の決定 (大豆交付金暫定措置法第2条・第3条等)

野菜の生産出荷近代化計画の樹立等 (野菜生産出荷安定法第8条・第9条等)

甘味資源作物の生産振興計画の樹立等(甘味資源特別措置法第9条・第10条等)

集約酪農振興計画の樹立等 (酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第3条等)

農業経営基盤強化促進基本方針の策定等 (農業経営基盤強化促進法第5条等)

土地・立木の利用権設定の承認 (農地法第26条等)

農業振興地域整備計画の策定等

(農業振興地域の整備に関する法律第8条・第9条等)

【協議】

酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画の作成等

(酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第2条の4等)

【その他】

農用地利用集積計画を定めるべきとの農協の申出の尊重

(農業経営基盤強化促進法第18条)

農住組合の事業基本方針の設立前の送付

(農住組合法第65条等)

5 . 非営利団体としての性格に着目して事業主体等に規定

【農地保有合理化法人制度】

(根拠法) 農業経営基盤強化促進法

(概要) 農業の経営規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、都道府県知事の承認を受けた農地保有合理化法人が、農用地の買入れ又は借入れ、担い手農業者へ売渡し又は貸付け等を行う
(農業経営基盤強化促進法第7条～第11条等)

(承認対象) 農協系統：農協
その他：市町村、公益法人

【農業経営受託事業その他の農地法の特例】

(根拠法) 農地法

(概要) 農協が農業協同組合法に基づく農業経営受託事業等を行う場合は例外的に許可が可能等
(農地法第3条、第7条、第36条、第75条等)

(特例対象) 農協系統：農協
その他：国、地方公共団体、農地保有合理化法人等

【農業倉庫制度】

(根拠法) 農業倉庫業法

(概要) 農業倉庫法に基づき指定する農産物の保管等については、農林水産大臣から農業倉庫業者の認可を受けなければ、業務を行うことができない
(農業倉庫業法第1条、第2条、第6条等)

(指定対象) 農協系統：農協・農協連合会
その他：市町村、公益法人等

【土地改良事業等における位置付け】

(根拠法) 土地改良法、農業振興地域の整備に関する法律

(概要) 農協は、土地改良事業の事業主体となることができ、また、国または都道府県が農用地造成事業を行うべきことを申請できる
換地計画における土地改良施設等について、市町村同様、当該土地の所有権を取得することなどの権利が認められている
また、農業振興地域の整備に関する法律に基づく交換分合計画においても、市町村農業振興地域整備計画において定められている農業近代化施設等の整備を行うための土地を取得することができる

(対象) 農協系統：農協、農協連合会
その他：市町村、土地改良区等
(土地改良法第53条の3、第85条の4、第95条～第96条、
農業振興地域の整備に関する法律第13条の4等)

【特定農地貸付け】

(根拠法) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律

(概要) 一定の要件に該当する場合、農業委員会の承認を受け、地方公共団体及び農協(組合員の所有に係る農地の借り入れに限る。)が都市住民等農業者以外への者に農地の貸付けを行うことができる
(特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第1条等)

- (特例対象) 農協系統：農協
その他：地方公共団体

【国有林野の無償貸付等】

(根拠法) 国有林野の管理経営に関する法律

- (概要) 農林水産大臣は、国有林野を林道又は農道等の施設の用に供するため、地方公共団体、農協等に対し貸付け等を行うときは、その対価を無償又は時価よりも低く定めることができる

(国有林野の管理経営に関する法律第8条の2、第8条の3等)

- (特例対象) 農協系統：農協
その他：地方公共団体等

【振興山村の保全事業等の認定】

(根拠法) 山村振興法

- (概要) 都道府県知事から、振興山村の保全事業等の認定を受けた者は課税の特例等の対象となる (山村振興法第12条～第15条等)

- (特例対象) 農協系統：農協が出資する法人
その他：公益法人、森林組合、区域内に所有権を有する者等が出資する法人

【HACCPの指定認定機関】

(根拠法) 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法

- (概要) 製造過程の管理の高度化に関する基準の策定等の能力を有する者としての一定の要件を満たす者は、厚生労働大臣及び農林水産大臣より、HACCPの認定機関の指定を受け、当該基準を策定し、食品製造業者等が策定する高度化計画が基準に適合することを認定することができる

また、食品製造業者等は、HACCPの指定認定機関から、その策定する高度化計画が基準に適合することの認定を受けた場合、農林漁業金融公庫からの資金の貸付け等の対象となる

(食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法第4条～第24条等)

(認定機関の対象)

- 農協系統：農協連合会
その他：公益法人、事業協同組合等

6. 事務委託

農業共済業務の委託

(農業災害補償法第85条の12)

農業者年金基金の業務の委託

(農業者年金基金法第20条)

7. その他

【理念・努力規定の対象として規定】

基本法の基本理念の実現への団体の努力、農業団体の再編整備

(食料・農業・農村基本法第9条及び第38条)

農業経営基盤強化促進基本構想策定市町村において、農協は組合員の委託を受けて行う農作業の促進等に努力等 (農業経営基盤強化促進法第26条)

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地保有合理化法人は、農業経営基盤の強化を促進するための措置を講ずるに当たっては、相互に連携を図りながら協力するように努力 (農業経営基盤強化促進法第37条)

県青年農業者等育成センター、県農業会議、県農協中央会等は、青年等の就農促進を図るため、必要な情報を交換し、相互に協力するよう努力 (青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第25条)

農業改良助長法は、農協の普及事業等の打ち切りや退歩等の意図はない (農業改良助長法第13条)

農協等による農業構造の改善の計画的推進等を目的とする農用地の造成事業への国有林野の積極的活用を推進 (国有林野の活用に関する法律第3条)

【その他】

農業委員会の選任による委員の資格要件 (農業委員会法第12条)

業として生産する場合の普通肥料の登録等 (肥料取締法第4条等)

地域家畜市場再編成日地域の指定要件 (家畜取引法第19条)

昭和23年の競馬法制定時の特例 (競馬法附則第37条)